

別紙 あて

国土交通省大臣官房長

発注事務に係る綱紀の保持の徹底について

発注事務に係る綱紀の保持については、従来からその徹底を図っているところであるが、昨今、公共工事以外の発注においても、不正な行為が明らかになっていることは、誠に遺憾である。

綱紀の厳正な保持に当たっては、サービスの規律の確保を図るとともに、各法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招くような行為は現に慎む必要があり、部局の長自らが率先してこれに取り組むべきものである。

については、公共工事のみならず、発注事務全般について、「発注者綱紀保持委員会」（以下「委員会」という。）の活用を図るなど、綱紀保持を改めて徹底するとともに、的確な職務執行を図られたく、通知する。

なお、発注事務全般について委員会の調査審議対象とすべく、「地方整備局発注者綱紀保持委員会標準規則」（平成17年10月7日付け国官地第30号の別添）第1条及び第2条第1号中「公共工事の」を「地方整備局における」に改めることとするので必要な措置を講じられたい。

航空局長

東京航空局長

国土技術政策総合研究所長

大阪航空局長

国土地理院長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

北海道開発局長

